

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市雨水 対策検討委 員会	気候変動の影響を踏まえた 雨水対策に関する方針の策 定のために必要な事項に関 して調査審議すること。	8人 以内	(1) 学識経験者  (2) 関係行政機 関の職員	委嘱 され た日 から 令和 10 年3 月3 1日 まで
----------------------	---	----------	------------------------------------	--

この条例は、令和8年4月1日から施行する。